

次世代法に基づく一般事業主行動計画

働きやすい雇用環境を整備することにより、社員全員が仕事と生活の調和を図りその能力を
発揮できる様にするため、次のように行動計画を策定しております。

1. 計画期間

令和2年9月1日～令和5年8月31日まで（3年間）

2. 内容

目標1：育児のための時間を取得しやすい職場環境整備に取り組む。

[対策1] 育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項を
周知し、仕事と育児の両立しやすい職場環境を整備する

[対策2] 育児休業後の現職（現職相当職）へ復帰のための業務体制等の見直しを行う

目標2：所定外労働の削減のための措置の実施。

[対策1] 毎週水曜日定時退社日の設定。

目標3：年次有給休暇の取得しやすい職場環境整備に取り組む。

[対策1] 社内への周知等、年次有給休暇取得促進を図る